

令和5年第10回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月6日(金) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
5 番 大場將夫	6 番 山口正則	7 番 白津知範
8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之	10 番 古賀由紹
11 番 宮崎太享	13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則
15 番 宮崎隆広	16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲
18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員

4 番 井手創一	12 番 山添 明
----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第48号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第49号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第50号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第51号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	槇田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室職員	井上 泰貴
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号4番井手創一委員、12番山添明委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和5年第10回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号13番袈裟丸一彦委員、議席番号14番河上和則委員を指名いたします。事務局に諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の付議事項を朗読いたします。議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について6件、議案第50号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について8件、議案第51号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について8件、計29件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許

可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長

はい。それではただいまの報告のとおり、今回の付議事項は議案第48号から第51号までの29件であります。なお傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は308平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大35センチメートルの盛土、12センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよび縁石を設置し、南および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南および東側道路側溝へ放流させる計画で、汚水も南および東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。今月2日の日に現地調査会のメンバーで現地を確認いただきまして、先ほど事務局から話がありましたように、都市計画の区域内でございまして、周辺は宅地化が進んでいる地域でございます。特に問題はないだろうということでございましたので、ご報告申し上げますとともに、慎重審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 7 2 7 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1 9 センチメートルの盛土、2 4 センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを設置、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北側の既存道路側溝へ流し、汚水も

新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。この件も今月2日の日に東部調査会の皆さんに現地を確認いただきました。先ほどの分と一緒にございまして、都市計画区域の中でございます。そういうことで特に問題はないだろうということでございましたので、ご報告いたしますとともに、慎重審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で170平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路）改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、整地し、南側には縁石、その他の周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側の既存道路側溝へ放流する計画で、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

	立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
議長	整理番号3番について説明を終わります。 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
吉田哲委員	17番吉田です。4日の日に現地調査をいたしまして、ここも周りは全部宅地化している状況でして、何も問題はないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は541平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等

の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま碎石敷きで利用し、東、西側は既存コンクリートブロックを利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号４番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 １１番宮崎です。４日の中部調査会の日、周りは住宅地で駐車場にするには何も問題ないということでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 2 0 5 . 8 9 平方メートルです。現況は、境内地になっております。目的は、境内地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに〇〇〇〇年頃から隣接〇〇の境内地として利用されており、そのことについて始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、転用済みの〇〇〇

の敷地で東側の〇〇の境内地から出入口とされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側宅地の既存排水設備を介して南側道路側溝に放流されており、宅地所有者の排水同意書が添付されています。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 はい。当〇〇の境内地は、南側一般住宅からしますと、3メートルほどの高台になって、もう既に〇〇年以上〇の境内として利用されていたというような現状でございます。この〇の裏側は山林、竹林等で、特にほかの所に影響はないというふうに判断をいたしました。審議方よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 4 9 0 平方メートルです。現況は、宅地および休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、令和 6 年 1 月に着手する計画です。なお一部物置用地にされていて、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま砕石敷きで利用し、西側にはコンクリートブロックを新設、南、東側には U 字側溝を設置して東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が添付されています。
	立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。
	許可の基準は1番となっております。
	整理番号6番について説明を終わります。
議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
河上和則委員	14番河上です。現地を10月の2日に現地確認をいたしました。現況としては、休耕田で雑草が生えております。周辺は民家がありまして、何らほかに悪影響を及ぼすようなことはないだろうということで確認をいたしましたところですので、以上報告いたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は376平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、有料老人

ホームです。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２１ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和５年１２月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大２．２メートルの盛土を行い、整地し、北、東、南側の一部をＬ型擁壁で土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して西側道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号７番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

13番袈裟丸です。現地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くであります。この図面はようと見よったら、〇〇〇〇は今は移転しとるけんが、これは昔の地図じゃないかなと思いますが、このような所です。周りは住宅等が建っておりまして、隣接した畑は休耕地でありました。委員の皆さんの意見は特にありませんでしたので、皆さん方の審議をよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集5ページの整理番号6番までの6件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明をさせていただきます前に、整理番号3番について10月2日の日に取下げ願の提出がなされましたので、すみません、報告をいたします。ということで1件減りました。

て5件となります。整理番号3番が取下げです。それでは説明します。4ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、1件減り5件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通しいただき、ご確認をお願いします。

【議案確認】

 本案について質疑や異議はございませんか。（阿部委員「すみません。」）はい。阿部副会長。

阿部太委員 19番阿部です。これを見ますと3名の方が新規の就農ということになっておりますが、それぞれにどのような農業形態を計画されているのか説明をお願いします。

農地係・橋本 ご説明いたします。まず整理番号1番の方からご説明をさせていただきます。こちらは作付けの予定の作物としましては、梅、シイタケ、野菜を作付けされる予定となっております。続いて整理番号4番の方でございしますが、こちらは相当小さい面積ではございますが、カボチャを作付けされる予定となっております。最後に整理番号6番の方につきましては、ナスとキュウリやトマトを作付けすると伺っております。以上でございます。

議長	はい。阿部委員よろしいでしょうか。
阿部太委員	今回からですよ、面積が小さくても農地を取得できるようになったわけですが、68平方メートルというのはあまりにも小さすぎないかと思うんですが、それで経営をなさるということですね。
農地係・橋本	ご説明いたします。令和5年4月1日から、いわゆる5反要件というのが撤廃されておまして、1平方メートル以上であれば申請が可能となっております。で、登記上、地目が田畑であれば農業委員会の許可が必要ということで、68平方メートルではございますが、現在農地ということでございますので、申請があったものであります。以上です。
阿部太委員	はい。わかりました。
議長	ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。15時25分から再開をいたします。 ~~~~~○~~~~~ 15時15分 休憩 15時25分 再開

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

議長 お揃いでございますので、引き続き会議を再開いたします。
議案集 6 ページ、議案第 50 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは所有権分の議案について説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同条第 4 項の規定により市長に対し要請をするものです。譲渡人と譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事することというものです。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 7 ページ、議案第 50 号農業経営基盤強

化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集8ページの整理番号7番までの7件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。利用権分の議案について説明をいたします。貸付人と借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が5件、使用貸借権の設定が2件です。面積は合計で14,641平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集9ページ、議案第51号農業経営基盤強

化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集１０ページ、整理番号６番までの６件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。ここで説明に入ります前に、議案の差し替えについて説明いたします。整理番号１番と２番の〇〇〇〇〇〇の申請農地につきまして、字の『〇〇〇〇』の一文字目が、本来『〇〇』の漢字が正しいところでしたが、誤って漢数字の『〇』となっておりました。差し替え分を配付しております。申し訳ございませんでした。それでは改めまして整理番号１番から６番までの６件について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により市長から依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人と借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、６件すべて使用貸借権の設定です。面積は合計で１７，１３１平

方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、整理番号7番および8番を議題とします。この件につきましては、議席番号18番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは整理番号7番および8番の2件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。議案集11ページ、整理番号7番と8番の2件について説明をいたします。貸付人と借受人の住所、氏名、申請

農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は2件とも賃借権の設定です。面積は合計で4, 161平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にご報告いたします。この件につきましては異議なしということで可決をいたしました。それでは以上をもちまして議案第48号7件、議案第49号5件、議案第50号8件、議案第51号8件、以上4議案28件は、いずれも原案どおり可決しました。皆さん方には長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございました。